

議案第 38 号

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例制定について
甲府市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員給与条例（昭和 24 年 6 月条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 49 条の 2 第 1 項を次のように改める。

次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内の期間、第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 15 年以内の期間、初任給調整手当として支給する。この場合において、採用後規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給するものとする。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 308,600 円
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 30,000 円

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

安定的な人材の確保を図るため、獣医師に初任給調整手当を支給するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。